

農畜産物輸出拡大施設整備事業

～産地競争力の強化及び輸出拡大に向けた
広域集荷環境の整備～



「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出の拡大に必要な集出荷貯蔵施設や加工処理施設等の産地基幹施設の整備を支援します。

農林水産省

令和2年2月

1. 趣旨

「強い農林水産業」の構築を推進するため、国産農畜産物の輸出拡大に必要な集出荷施設や加工処理施設等の産地基幹施設の整備を支援します。



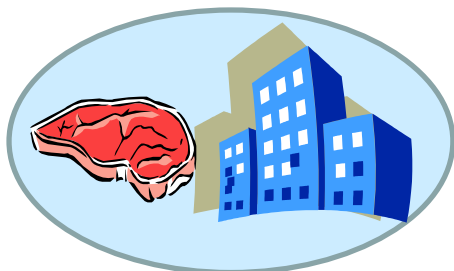
2. 輸出拡大に向けた取組

事業実施主体は、国産農畜産物の輸出拡大に必要な施設の整備と併せて、輸出先の求める品質管理や衛生基準等に対応するために必要となる

- ① GAP認証の取得（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP、JGAP等）
- ② HACCP等認定の取得
- ③ ハラール認証の取得
- ④ 有機JAS等認証の取得
- ⑤ その他輸出向け出荷量又は出荷額の増加に直接資する設備等（CA（環境制御型）貯蔵施設等）の導入

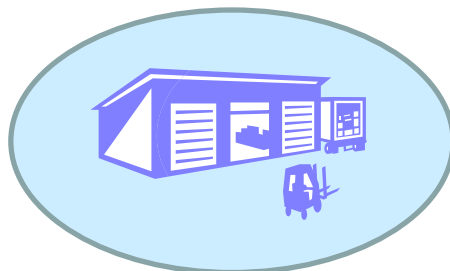
のいずれかの取組を行い、輸出向け出荷量又は輸出額の拡大を図ります。

HACCP等輸出対応食肉施設



〔 米国、EU等は牛肉施設について HACCP対応を要求 〕

CA貯蔵施設



〔 輸出先国の需要時期に合わせた供給を可能とする青果物の長期保存体制を構築 〕

3. 事業実施主体

事業実施主体は、都道府県、市町村、農業者の組織する団体、民間事業者等です。

4. 事業実施までの流れ

地域段階

輸出拡大に向けた方針を明確化

成果目標の設定

- ・輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上
- ・輸出向け出荷額の1,000万円以上増加 等

目標達成のための施設整備

市町村を經由し、都道府県へ事業実施計画の提出

都道府県段階での審査・取りまとめ

- ・都道府県実施計画の策定
- ・成果目標の妥当性について審査
- ・地域提案について審査

都道府県計画を国へ提出

事業要望の取りまとめ、都道府県への配分

- ・各地区の成果目標の高さ等に基づき、都道府県ごとに交付金を配分

交付(交付に当たって、成果目標の妥当性について国と協議)

都道府県

☆予算の割り振りは都道府県の裁量☆

A市

B町

C村

D町

a地区

b地区

c地区

d地区

e地区

f地区

g地区

h地区

都道府県段階

国段階

都道府県段階

地域段階

5. 対策の概要

(1) 農畜産物の輸出拡大に向けた産地基幹施設の整備

国産農畜産物の輸出拡大に取り組む産地において必要となる産地基幹施設の整備を支援します。

(2) 農畜産物の輸出拡大に向けた広域集荷環境の整備

国産農畜産物の輸出拡大に向け、不特定多数の産地から国産農畜産物を集荷し、出荷・加工を行うために必要な施設の整備を支援します。

1. 採択要件

- 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上))が5名以上であること
- 成果目標の基準を満たしていること

【耕種作物】

＜輸出実績がある場合＞

輸出向け出荷額1,000万円以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上増加

＜輸出実績がない場合＞

総出荷額に占める輸出向け出荷額の割合6%以上

【畜産物】

＜輸出実績がある場合＞

輸出向け出荷量2トン以上で、かつ、輸出向け出荷量又は出荷額の増加割合10%以上増加

＜輸出実績がない場合＞

輸出向け年間出荷量の1トン以上増加 等

【耕畜共通】

輸出実績の有無にかかわらず、輸出向け出荷額の1,000万円以上増加

- 面積要件等を満たしていること
- 原則として、総事業費が5千万円以上であること
- 費用対効果分析を実施していること
- GFP(農林水産物・食品輸出プロジェクト)のコミュニティサイトに登録していること

2. 交付率

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1／2以内等の補助率となります。）

3. 対象施設

- 耕種作物産地基幹施設整備
乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設(CA貯蔵施設等)、産地管理施設、生産技術高度化施設 等
- 畜産物産地基幹施設整備
畜産物処理加工施設(HACCP等輸出対応食肉施設等)

6. 対策の評価

成果目標の設定と達成状況の評価

- ① 事業実施主体は、農畜産物の輸出拡大に向けて、成果目標を設定します。成果目標の目標年度は、事業実施年度から5年以内として設定します。
- ② 事業実施主体は、事業実施から目標年度までの間は、毎年度、事業実施状況を都道府県に報告します。また、目標の達成状況の評価は、目標年度の翌年度に自ら評価を行い、都道府県に報告します。
- ③ 都道府県は、目標の達成状況を点検し、必要に応じて指導・助言等を行います。



成果目標の達成
状況の評価



お問い合わせ先

農林水産省

産地基幹施設関係 生産局総務課生産推進室 担当:企画調整班、事業推進班 TEL03-3502-5945
(URL) <http://www.maff.go.jp/>

東北農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL022-221-6179
(URL) <http://www.maff.go.jp/tohoku/>

関東農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL048-740-0407
(URL) <http://www.maff.go.jp/kanto/>

北陸農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL076-232-4302
(URL) <http://www.maff.go.jp/hokuriku/>

東海農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL052-223-4622
(URL) <http://www.maff.go.jp/tokai/>

近畿農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL075-414-9020
(URL) <http://www.maff.go.jp/kinki/>

中国四国農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL086-224-9411
(URL) <http://www.maff.go.jp/chushi/seisan/tsuyoi/index.html>

九州農政局

産地基幹施設関係 生産部生産振興課 担当:地域指導官 TEL096-211-9111
(URL) <http://www.maff.go.jp/kyusyu/> (内線4440)

[内閣府沖縄総合事務局]

産地基幹施設関係 農林水産部生産振興課 担当:課長補佐(農産)、生産総合指導係 TEL098-866-1653
(URL) <http://www.ogb.go.jp/nousui/index.html>